

## 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会(第1回)会議録

日 時	平成27年5月15日（金）14：00～16：03
場 所	富里中央公民館2階研修室
出席者 (委 員)	津村信夫氏、林田純江氏、沖田健二氏、川嶋美津江氏、高澤忠彦氏、中山信司氏、近成氏、伊藤宣一氏、小幡健二郎氏、河野昌子氏、高木利子氏、長徳實義氏、宮川朱実氏、柳橋啓子氏
欠席者	松井秀明氏
傍聴人数	1名
出席者	相川市長、綿貫市民経済環境部長
事務局	粕谷市民活動推進課長、竹本主査、武井、松戸

### 〔会議次第〕

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介（自己紹介）
- 5 担当職員紹介
- 6 説明事項
  - (1) 富里市犯罪のないまちづくり推進条例について
  - (2) 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の役割等について
  - (3) 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の運営に関する要綱について
- 7 犯罪発生状況について  
成田警察署生活安全課長 近 成 氏
- 8 議 題
  - (1) 会長・副会長の選出
  - (2) 会議の公開について
  - (3) 青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールについて
- 9 その他
- 10 閉 会

[会議概要]

	<p><b>次第 6 説明事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 富里市犯罪のないまちづくり推進条例について</li> <li>(2) 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の役割等について</li> <li>(3) 富里市犯罪のないまちづくり推進協議会の運営に関する要綱について</li> </ul>
事務局	<p>資料 1, 2, 3 をもとに説明。 説明後、構成員に質問を求める。</p>
A 委員	年間の協議会の会議は何回を予定しているか。
事務局	今回の会議を含めて 3 回を予定しています。
委員	(その他特になし)
	<p><b>次第 8 議題</b></p>
事務局	<p>(1) 会長・副会長の選出 委員の互選により、会長を長徳氏、副会長を沖田氏に決定。</p>
議長	<p>(2) 会議の公開について 事務局の説明を求める。</p>
事務局	<p>資料 4 をもとに富里市犯罪のないまちづくり推進協議会傍聴要領(案)について説明。 (議長が質問を求める)</p>
B 委員	会議資料は会議傍聴後返却するようにというのは、せっかく足を運んでくれたのに失礼ではないか。
議長	会議の中身については、ホームページで掲載されるか。
事務局	正式な会議資料は、ホームページにて会議録と一緒に掲載いたしま

	す。確定前の会議資料は、事務局に断わりをいただければ、お持ち帰りいただけるというように修正したいと考えます。
B 委員	ホームページは誰もが見れるというものではない。足を運んで傍聴に来られる方はとても熱心な方である。最大限持ち帰っていただき形をとっていただきたいと要望する。
事務局	それでは、今のご意見の方向で傍聴要領を見直して次回の時に皆様にお示しするということでご了承いただきたいと思います。
議長	発言者の名前を伏せるというのは、議事録をつける上で大事な問題となってくると思うので、もう少し説明いただきたい。 たとえば、議事録を次の会議のときに全員に配布するといったようなことは今までにしているか。
事務局	発言者のお名前を出すことによって自由な発言が制限されるようであれば、委員、会長といった形で議事録の方をつけたいと思います。 また、議事録を次回配布してほしいということであれば、配布させていただきます。
B 委員	発言者は責任を持って会議に臨むべきであると思うし、その際、特定されても私自身は何とも思わない。自身の発言というのは、皆さんの発言によって再度修正されていくものであるので、むしろ名前が分かっていた方がよいと考える。
議長	犯罪に関する情報がたまたま個人を特定されやすいというのがあり、場合によっては個人の人権に関わってくる。議事録を事務局で記録する分には発言者と内容を記録したとしても、議事録として公開する場面においては、B 委員が述べていたように A, B, C 委員といった名前でできるのか。

事務局	公表する際には A, B, C 委員といったようにすることもできます。
議長	他に意見、質問があるか。
E 委員	議事録を全部公開するのではなく、利害関係に影響受けなければ少しは公開してもいい気がする。
議長	原案で意義がなければ拍手を求める。  (拍手により異議なし)
議長	(4) 青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールについて事務局に説明求める。
事務局	資料 5 をもとに青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールについて説明。  (議長が質問を求める。)
F 委員	実際、市内には何台青色回転灯を装着した車両はあるのか？
事務局	市所有として、青色回転灯を装着した車両は 3 台ございます。また、地域防犯情報センターにおかれましては、青色回転灯を装備している車両は 4 台ございます。また、自家用車も申請して警察の方から認められれば、青色回転灯をつけて使用することができます。
議長	他に意見、質問があるか。
G 委員	青色防犯パトロール講習の内容はどういったものか？
事務局	青色防犯パトロール講習は、警察の方に来ていただいて行います。青色回転灯を装着した時の車の運転の仕方や、犯罪の場面に出くわしたときなどどのような対応をしたらよいかといった内容を警察の

	方から講義していただきます。
B 委員	「1. 申請ができる団体」の中の 5 の地方自治法第 260 条 2 第 1 項だけではわかりにくい。具体的な説明をえた方がよいと考える。
事務局	<p>普通の自治会は法人格がないのですが、財産を持つなどといった理由で法人格を取れるようになっています。その認可を受けた、いわゆる法人格を持った団体が防犯パトロールをするといった内容が入っていれば、この 5 に該当するということです。</p> <p>また、市長から防犯パトロールの許可を受けた団体であれば、ここでいう 2 に該当します。</p>
議長	<p>他に意見、質問があるか。</p> <p>(特になし。今後具体的に協議していくことが決定)</p>
	<p><b>次第 9 その他</b></p> <p>何かご意見、ご質問ござりますか？</p> <p>(特になし)</p> <p>市の方から 3 点説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「振り込め詐欺抑止装置新 117」のモニター募集について (周知の協力を依頼)</li> <li>・市で管理している日吉台駐輪場にて防犯カメラ 2 基の設置について (今後、警察や周辺住民の方と設置に向けて協議していく)</li> <li>・次回の協議会開催日程について (長徳会長と話し合い、決まり次第周知する)</li> </ul>

-----閉会-----